

ブラインド方式調査について

○ ブラインド方式調査とは？

衛生検査所を対象として実施する外部精度管理調査において、調査であることを伏せ、委託契約先である医療機関から調査用検体を通常とおり依頼することにより調査を実施することを、一般的に「ブラインド方式調査」といいます。

このブラインド方式調査には、あらかじめ調査用検体である旨を伝えて実施するオープン方式調査と比較すると、検査値の信頼性に関する問題点を実質的に把握するにあたり有効な方法です。

福島県は、各衛生検査所が抱える精度管理上の実質的な問題点を把握し、適切な行政指導を行うことを目的としてブラインド方式調査を実施しています。

○ ブラインド方式調査フロー

- 1 県は、調査対象である衛生検査所が契約を締結している医療機関等について、調査を実施します。
 - 2 県は、本調査に協力可能であると考えられる医療機関等を選定し、協力を要請します。（本調査への協力について承諾いただいた医療機関等を、以下「協力医療機関」と表現します。）
 - 3 県は、調査用検体を作製し、協力医療機関に搬送します。
 - * この調査用検体には架空の患者背景を設定しています。
 - * 検体採取容器や検査依頼書は、あらかじめ協力医療機関から提供していただいたものを使用します。
 - 4 協力医療機関は、衛生検査所に調査用検体の検査を依頼します。
 - 5 衛生検査所は、調査用検体の検査を実施します。
 - * この時点において、衛生検査所は調査用検体であること知りません。
 - 6 衛生検査所は、協力医療機関へ検査結果を報告します。
 - 7 協力医療機関は、衛生検査所から報告のあった検査結果を県に送付します。
 - 8 県は、衛生検査所に対してブラインド方式調査が実施された旨を通知します。
 - 9 県は、検査結果について集計・解析を行います。
- ※ 3及び9については、一般社団法人福島県臨床衛生検査技師会に委託して実施しております。

○ 平成25年度ブラインド方式調査の実施項目

生化学検査 Hb-A1c、TSH、FT4

血液学検査 WBC、RBC、Hb、Hct、Plt、WBC自動5分類

血清学検査 血液型（ABO、Rh）、不規則抗体2検体

細菌検査 菌同定（2検体）

医療機関用1検体（感受性試験も含む）、保菌検査用1検体